事業承継計画作成資料

１　事業承継の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 現経営者 |  |
| 後継者 |  |
| 承継方法 |  |
| 承継時期 |  |

２　経営理念、事業の中長期目標

|  |  |
| --- | --- |
| 経営理念 |  |
| 事業の方向性（経営ビジョン） |  |
| 将来の数値目標 |  |

３　事業承継を円滑に行うための対策・実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 関係者の理解 |  |
| 後継者教育 |  |
| 株式・財産の分配 |  |
| 納税猶予制度 |  |

事業承継計画作成資料（記載例）

１　事業承継の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 現経営者 | 福岡太郎（６０歳） |
| 後継者 | 福岡一郎（３０歳）：太郎の長男、〇社従業員 |
| 承継方法 | 親族内承継、株式贈与 |
| 承継時期 | ４年目に社長交代 |

２　経営理念、事業の中長期目標

|  |  |
| --- | --- |
| 経営理念 | すべてはお客様のために |
| 事業の方向性（経営ビジョン） | 既存の商品の品質を高める。 |
| 将来の数値目標 | 　【現状】　　　【５年後】　　　【１０年後】売上高　　８億円　 →　 　９億円　　 →　１０億円経常利益　３千万円　→　３千５百万円　→　４千万円 |

３　事業承継を円滑に行うための対策・実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 関係者の理解 | ①家族会議で、学を後継者とすることを決定（１年目）。②社内の役員・従業員に学を後継者とする旨を公表し、事業承継計画を発表（２年目）。③金融機関・取引先企業（Ｓ社等）に学を後継者とする旨を告知（３年目）。④一郎を取締役（１年目）、常務取締役（２年目）、専務取締役（３年目）、代表取締役社長（４年目）とし、段階的に権限委譲。⑤Ｂを取締役に抜擢し、Ａに引退してもらうことで役員の世代交代を図る（４年目）。⑥一郎の代表取締役社長就任にあわせ、太郎は会長（４年目）、相談役（８年目）としてサポートにまわり、10年目に完全引退。 |
| 後継者教育 | ①Ｓ社での他社勤務（実施済）。②社内での配置：Ｙ工場（現在）、本社営業（２年目）、本社管理（３年目）、総括責任（４年目）。③商工会議所・商工会の「経営革新塾」への参加（２年目）。 |
| 株式・財産の分配 | ①相続人に対する売渡請求に関する定款変更を行う（１年目）。②公正証書遺言により、花子に自宅（７千万円）を、二男に預貯金（３千万円）を相続させることとする（１年目）。③会社による自己株式の取得：Ａの株式５％（３年目）、Ｃの株式５％（３年目）。④一郎に取得させる株式（60％）については生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受ける（４年目）。⑤遺留分減殺請求による株式分散(注)を防止するため、民法特例により除外合意を行う（５年目）。（注）後継者以外の相続人の遺留分は、花子：４分の１（１億円）、二郎：８分の１（５千万円）株式価値の上昇を見込んで相続開始時の相続財産を４億円（一郎に対する生前贈与株式を含む）と仮定すると、花子の遺留分を３千万円、二郎の遺留分を２千万円侵害することになり、これによる株式分散を防止するための方策が必要。 |
| 納税猶予制度 | 上記の計画策定にあたっては、贈与税の納税猶予を受けるための要件として以下の内容を考慮している。　①株式の贈与前に、経済産業大臣の事前確認を受けること。　②太郎は一郎にその保有株式を、原則として一括贈与すること。　③その贈与の時点において、一郎は３年以上役員であること。　④その贈与の時点において、一郎は代表権を有すること。　⑤その贈与の時点以後において、太郎は役員でないこと。 |